

資産運用管理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 理事会は、公益財団法人芸備協会（以下「本協会」という。）の資産の安全かつ効率的な活用を図るため、定款第28条第1号に基づき、資産の運用方針、運用手続等について本規程を定める。

(適用される資産)

第2条 本規程が適用される資産は、基本財産及び本協会の目的である奨学金事業を行うために必要なものとして理事会で定めた特定資産とする。ただし、寄附者の意思若しくは理事会決議により保有形態が指定されている資産は除く。

(運用責任者)

第3条 資産の運用責任者は、代表理事とする。

(資産運用管理責任者)

第4条 代表理事は業務執行理事のうち1名を資産運用管理責任者として指名しなければならない。

(資産運用計画)

第5条 資産運用管理責任者は、当該事業年度開始前に、代表理事と協議して、当該事業年度の資産運用計画を作成し、理事会の承認を得なければならない。

2 資産運用管理責任者は、資産運用計画の執行に当たっては、常時、資産運用責任者である代表理事と協議しなければならない。

3 資産運用管理責任者は、市場性があり実勢価格が日々変動する債券等については、資産運用計画に関わらず、本規程に定める運用方針に照らし必要と認めるときは、代表理事と協議し、これを購入する措置をとることができる。ただし、事後の理事会において当該購入を承認しないと決定が行われたときは、資産運用管理責任者は、理事会の決定に従い対応する措置を講じなければならない。

(運用状況の報告)

第6条 代表理事及び資産運用管理責任者は、定款第22条第3項に定める職務の執行状況の報告に当たっては、資産の運用状況についても理事会に報告しなければならない。

第2章 資産の運用方法

(運用方針)

第7条 資産は、元本が確実に回収できる可能性が高く、かつ、運用益が得られる方法により運用するものとする。また、運用する資産については、個別及び全

体としてのリスク把握に努め、その適切な運用に努める。ただし、寄附者がその運用方法を指定した場合は、この限りではない。

(運用原則)

第 8 条 資産の運用に当たっては、流動性、安全性、収益性の運用 3 原則に十分留意し、債券等の種類、金融機関または発行体、運用機関等を考慮し、分散運用を図る。

(運用対象)

第 9 条 運用対象は、次のとおりとする。

(1) 預貯金

(2) 債券

ア 国債、政府保証債、地方債、特別債、地方公社債

イ 事業債

ウ 金融債、金銭信託、公社債投資信託

2 資産運用責任者は、理事会の承認を得たときは、前項に掲げる債券以外の金融商品を運用対象とすることができる。

(債券の残存期間及び運用期間)

第 10 条 債券を新たに取得する場合、当該債券の取得から満期償還までの期間は以下のとおりとする。

(1) 前条アの債券は 20 年以内のものとする。

(2) 前条イの債券は 5 年以内のものとする。

2 前条ウの債券は、3 年以上経過した時点で、市場金利及び時価等を調査し、換金を検討する。

(事業債の取得基準)

第 11 条 事業債を新たに取得する場合は、次の項目について情報を収集し、十分検討する。

(1) 発行体の業種、事業内容（公益性、安定性）

(2) 発行体の財務内容（売上高、利益、負債、自己資本比率）

(3) その他発行体に関する情報（成長性、規模、業界状況等）

2 前項の事業債のうち、同一の発行体が全運用資産に占める構成比率は 20% 未満とする。

(事業債の信用格付け)

第 12 条 事業債を新たに取得する場合は、次の「格付け機関」のいずれかから下記格付けを取得しているものとする。

(1) 格付け機関

① 格付投資情報センター (R&I)

② 日本格付け研究所 (JCR)

③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)

④ スタンダード・アンド・プアーズ (S&P)

⑤ フィッチ・レーティングス (Fitch)

(2) 取得基準格付け

BBB 格以上

(運用の検証)

第 13 条 資産運用管理責任者は、第 6 条に定める資産の運用状況の報告に際し、債券等の運用経過に関して、次に掲げる事項について調査し、当該調査の内容をその報告に含めなければならない。

(1) 全運用資産から生じた利子、分配金、配当金の合計

(2) 全ての債券等の個別有価証券の時価

(3) 全ての債券等の個別有価証券の信用格付け

(資産価値減少時の対応)

第 14 条 保有する債券等の時価が急落する等資産価値が大幅に減少する或いはその恐れが生じるなど資産運用計画において想定していない事態が生じた場合は、資産運用管理責任者は、直ちにその対策を講じなければならない。この場合において、資産の適切な運用管理の観点から急を要すると判断したときは、代表理事と協議の上、当該債券等を売却することができる。

2 資産運用管理責任者は、状況に応じ関連情報の収集に努め、理事会に対し、随時経過や前項に基づき講じた対策について報告し、かつ、同対策については理事会の承諾を得なければならない。

第 3 章 その他

(監事の職務)

第 15 条 監事は、定款第 23 条第 2 項に基づき、資産の運用状況等についても、随時、資産運用管理責任者に対し報告を求め、かつ、調査を実施することができる。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 23 日より施行する。